

議案第十六号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾壹年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和二十八年三朔町条例第三一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「理由」を「理由」に改め、「勤務時間により難しいものがある」と認められる場合においては、前項に規定する時間の範囲内において前項の町規則で定められた」を「時間の範囲内において前項の規定で定められる」に改め、同条第三項を第四項とし、同項中「前二項」を「前三項」に改め、第三項として次の項を加える。

3. 職務性質により第一項に規定する勤務時間の最高限をこえて勤務することを必要とする職員の勤務時間については、任命権者が町長の承認を得て定めるものとする。

第四条中「休息時間を置くことができる。」を「町規則で定める基準に従い休息時間を置くものとする。」に改める。

第五條中「任命権者」の上に「町規則で定める基準に従い」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。